

## 市民公益活動を対象とする補助金制度の見直しについて

### 1 趣旨

市民公益活動を対象とした助成金である「市民協働推進補助金」及び「特定非営利活動法人補助金のうち一般寄附分」について、より分かりやすく、使いやすい制度とするために見直しを行うものである。

### 2 現状

	市民協働推進補助金	特定非営利活動法人補助金
制度趣旨	市民公益活動の活性化を図り、市民の創意を活かし個性豊かな地域社会を実現するため。	市民公益活動を行う特定非営利活動法人を支援するため。
開始年度	平成 14 年度	平成 21 年度
対象団体	NPO 法人を含む市民公益活動団体	NPO 法人のみ（事前登録制）
補助対象	市民公益活動 事業費のみ	市民公益活動 ・希望寄附分補助※ 事業費及び運営費 ・一般寄附分補助 事業費のみ
補助限度額	最大 50 万円	・希望寄附分補助 寄附額に応じて変動 ・一般寄附分補助 最大 10 万円
審査方法	書類及びプレゼンテーション	書類
審査員	審議会委員	審議会委員
回数制限	同一事業で 3 回まで	・希望寄附分補助 制限なし （寄附が存在すれば何回でも） ・一般寄附分補助 同一事業で 5 回まで
財源	一般財源	NPO 支援基金 ・希望寄附分補助 団体・分野希望寄附 ・一般寄附分補助 一般寄附
予算総額	H29 予算総額 2,310 千円	・希望寄附分補助 H29 予算総額 1,532 千円 ・一般寄附分補助 H29 予算総額 1,300 千円

#### 【参考】「特定非営利活動法人補助金」制度の詳細

※上記の表では、下記のア・イをまとめて「希望寄附分補助」と表記

補助金の種類	補助額の算出方法
ア 団体希望寄附分補助金	当該団体への支援を希望した寄附金の合計額を上限とする。
イ 分野希望寄附分補助金	当該活動分野への支援を希望した寄附金の合計額を当該活動分野に登録されている団体数で除して得た額を上限とする。
ウ 一般寄附分補助金	団体又は分野を特定しない寄附金の合計額を財源として、予算の範囲内で審査において決定した額（上限10万円）。

### 3 背景

- (1) 平成 29 年度から、市民等からの寄附のうち一般寄附分と同額を市も拠出し、基金へ積み立てることとなったため、基金への積立額が増加し、平成 30 年度以降、既に当該基金を充当している事業以外にも充当できる可能性が広がった。
- (2) 現在、特定非営利活動法人補助金の財源となっている「NPO 支援基金」については、設置目的を「市民公益活動団体の支援」としている。これは、市民協働推進補助金の趣旨にも合致しているため、平成 30 年度以降、両補助金制度の財源を NPO 支援基金に一本化することについて検討するよう財政当局から求められている。

#### <基金への積立額のイメージ>

	現 状	平成 29 年度以降
基金への積立手順	①「1 年間に受けた市民等からの寄附金」の合計額	①「1 年間に受けた市民等からの寄附金」の合計額 ②「①のうち一般寄附（活用先に団体・分野の指定がない）分と同額」を市の一般財源から拠出
	⇒①を年度末に基金に積み立て、次年度の補助金等に活用	⇒①+②を年度末に基金に積み立て、次年度の補助金等に活用
上記の具体例	①H28 寄附額：400 万円 【内 訳】 団体・分野希望寄附：100 万円 一般寄附：300 万円	①H28 寄附額：400 万円 【内 訳】 団体・分野希望寄附：100 万円 一般寄附：300 万円 ②市拠出額：300 万円
	⇒H28 の年度末に 400 万円を基金に積み立て、H29 の補助金等に活用	⇒H29 の年度末に 700 万円を基金に積み立て、H30 の補助金等に活用

### 4 課題

	市民協働推進補助金	特定非営利活動法人補助金 (一般寄附分補助)
共通の課題	①対象団体、補助限度額、審査方法、回数制限などについて、その範囲や規模の大小の差による違いがあるものの、重複している部分もあり、両制度の棲み分けが分かりにくい。	
個別の課題	①金額の多寡を問わず審査手順が同じ。 ②年度毎の応募総額の落差が大きく、補助金交付額の落差も大きい。 ③回数制限（3 回）や補助限度額（50 万円）の合理性。	①NPO 法人及び NPO 支援基金登録団体の増加数の鈍化。 ②NPO 法人のみを支援対象とする合理性。 ③審査書類の作文テクニックが当否に影響されやすい。

### 5 見直しの方向性（案）

#### (1) 基本方針

事業を行うための「補助」であることから、長期的には、基盤が強化され、自主的・自立的な運営が見出せるような支援となる制度にする。

## (2) 補助の仕組み

- ① 現状の市民協働推進補助金、特定非営利活動法人補助金（一般寄附分補助）については、原則として1つの制度に整理・統合する
- ② 整理・統合後のあらたな制度については、法人格の有無を問わず、あらゆる市民公益活動団体が取組み内容に応じて応募できる制度とする。
- ③ 特定の団体・分野への支援を希望する市民・事業者が現状、多数存在するため、特定非営利活動法人補助金（団体・分野希望寄附分補助）はあらたな制度とは別に、今後も継続させる。

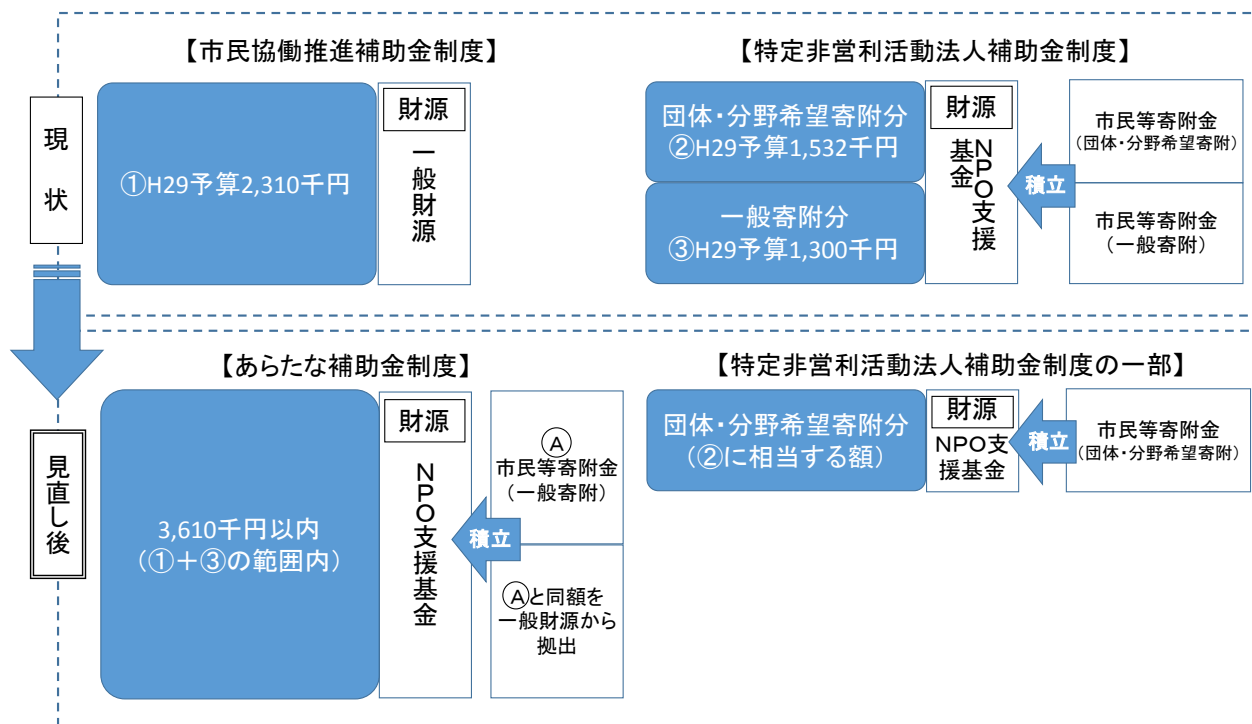
## (3) 予算

- ① 財源がNPO支援基金で限定されていること、厳しい財政状況であることを踏まえ、総予算額は、現状の「市民協働推進補助金＋特定非営利活動法人補助金（一般寄附分補助）」の範囲内とする。
- ② 基金への寄附は年度毎に落差があるが、応募団体にとって不安定な制度にすることは好ましくないため、年度毎の予算額はおおむね一定の水準から変えないこととする。

## (4) 審査の方針

- ① 市民公益活動を市民の目でチェックすること、市民に知っていただくことの重要性から、書類審査及び公開プレゼンテーション審査を原則とする。
- ② 設立後間もない団体が行う事業に対する補助、応募金額が低い事業に対する補助等のような応募区分を設け、そういった場合に限定した簡易審査（書類のみとする等）方式の必要性も検討する。

### <制度見直し前後の各補助金の予算イメージ>



## 6 具体（案）

既存の補助金制度を下記の2制度に再編する。

	①あらたな補助金制度		②特定非営利活動法人 補助金制度の一部
	具体的内容	理由・留意点 等	
制度趣旨	市民公益活動の活性化を図ることを目的とする。	従前と同様の趣旨。	特定非営利活動法人の活動基盤を強化することを目的とする。
対象団体	市民公益活動団体全般 (法人格の有無は問わない)	活動に着目した支援であれば、NPO 法人だけ支援する意義が薄く、他の自治体にも事例はない。	NPO 法人のみ (市民から支援を希望する寄附があった団体のみ)
補助対象	事業費のみ	活動そのものに対する支援制度であるため。	事業費及び運営費
補助限度額	30 万円	より多くの活動を支援するため。なお、他の自治体の傾向も概ね 30 万円以内である。	前年度の寄附額に応じた額（上限なし）
審査方法	公開プレゼン 書類審査	金額等に応じて簡易にする手法も要検討。	書類審査
審査基準	①公益性 ②効果性 ③予算・計画の現実性 ④先駆性・独創性・迅速性 ⑤自立性・発展性 ⑥市民参画・連携性	従前の市民協働推進補助金の審査基準に「⑤自立性・発展性」をあらたに加えた。	事業計画・予算の具体性
回数制限	同一事業で3回まで	概ね3年程度で自立的な運営に移行してほしいため。他の自治体でも4回以上の事例はない。	制限なし (寄附があり続けられれば)
財源	NPO 支援基金 (一般寄附＋一般財源 拠出)	寄附金の増減により予算額に大幅な変動がないよう財政担当と調整を図る必要がある。	NPO 支援基金 (団体・分野希望寄附)
予算総額	概ね 3,610 千円以内	H29 予算額を超えた額は財政的に厳しい。他の自治体でも 200 万円台～300 万円台である。	前年度の寄附額に応じた額

## 7 検討スケジュール（案）

（1）平成31年度からあらたな補助金制度を開始する場合

### ① 審議会スケジュール（平成29年度）

第1回審議会	第2回審議会	第3回審議会
4月14日【諮問】	8月下旬	2月中旬【答申】
<ul style="list-style-type: none"> <li>▼現状と課題の詳細確認</li> <li>▼他自治体の実施状況の確認</li> <li>▼事務局提示の見直しの方向性・実施素案を確認</li> <li>▼望ましい見直しの方向性に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼第1回の審議会意見を踏まえた、具体的実施（案）の確認</li> <li>▼実施（案）の修正すべき点について意見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼第3回の事務局（案）の修正版の確認</li> <li>▼微修正があれば委員長・事務局間調整</li> </ul>